

記事資料

在ベトナム日本国大使館
平成25年12月25日

件名：平成25年度日本NGO連携無償資金協力
「クアンナム省山岳地域における食糧生産支援事業」
贈与契約署名式

1. 12月25日（水）、日本政府は、在ベトナム日本国大使館において、公益財団法人国際開発救援財団との間で、平成25年度日本NGO連携無償資金協力「クアンナム省山岳地域における食糧生産支援事業」の贈与契約の署名式を執り行った。

(1) 贈与契約締結額

149,208 米ドル

(2) 実施団体

公益財団法人 国際開発救援財団

2. 案件内容

(1) クアンナム省の西部山岳地域の少数民族においては、米の栽培技術は未熟で依然として粗放的農法が行われており、その収量は低地と比較して非常に少ない水準にとどまっている。このため、栽培技術の向上のみならず、農民が自然環境を含めた外部環境へ適応・抵抗する力を身につけていく必要があるほか、農民同士が結束し、対処していくための農民ネットワークの形成・確立が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、国際開発救援財団は、これまで、クアンナム省タイヤン郡において、米の収量増加を目的とするSRI(System of Rice Intensification)農法（発芽後1～2週の苗を広い間隔で一本植えすることで収穫量を増加させる農法）の試験的導入を図った結果、米の収量増産及び本農法の普及に成功した。

(2) 今般、国際開発救援財団は、日本NGO連携無償資金協力を活用してこの取組を更に展開し、省農業農村開発局及び植物保護支局等と連携しながら、クアンナム省ナムザン郡、タイヤン郡、ドンヤン郡において、食糧生産の安定化につながる農法の導入、農法・技術モデルの普及体制の整備、小規模農家を支援する体制の整備に向けた取組を行う。

(3) なお、国際開発救援財団は、開発途上国の子どもたちが健やかに育つことができる社会をつくることを目指し、国際協力援助事業や、台風・洪水・地震等の緊急援助活動を実施している日本のNGOである。ベトナムには1998年に事務所を設置し、これまで、貧困層や少数民族の生活水準の向上や母子保健、観光開発、小学校建設等の地域開発事業を実施してきている。

3. 署名式では、鈴木秀生臨時代理大使と公益財団法人国際開発救援財団 大槻修子 ベトナム事務所長が贈与契約書に署名を行った。

4. 署名式において鈴木秀生臨時代理大使は、このプロジェクトが農村の少数民族の女性の社会参加を促す重要な意義を持つことを強調しつつ（注）、「このプロジェクトの成功が、子供たちにかげがえのない笑顔をもたらす、大きなクリスマスプレゼントとなること、そして、本プロジェクトを通じて、日本とベトナムの友情と相互理解が益々深まることを期待します。」との旨を述べた。

（注）安倍総理大臣は、本年9月の国連総会演説において、日本が「女性が輝く社会」を目指し、UN ウィメンとも連携しつつ、今後3年間で30億ドル超のODAを世界で実施することを表明している。



署名式の模様



(参考) 国際開発救援財団による本事業の先行事業の実施風景
(新しい農法を共に学び挑戦する農民)



(たわわに実った穂を抱え収穫を喜ぶ参加農民)

本件に関するお問い合わせ先
在ベトナム日本国大使館
担当：鈴木 健太郎
電話：+84-4-3846-3000
FAX：+84-4-3846-3048